

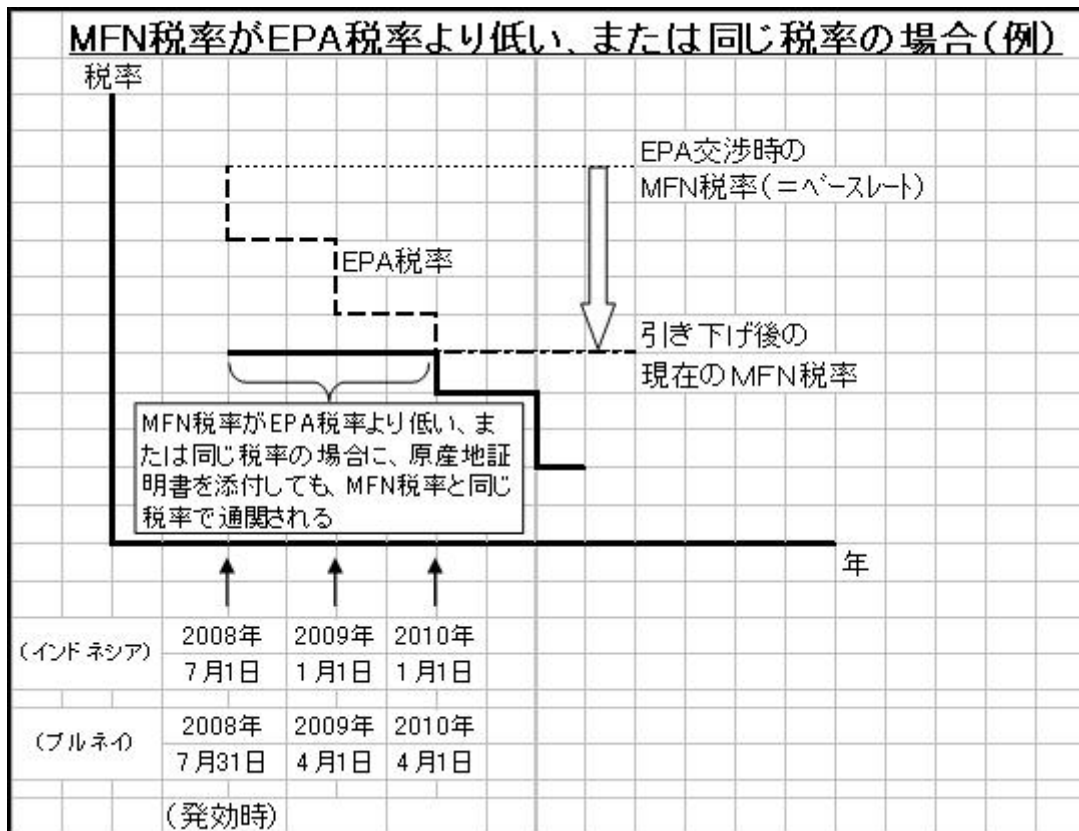
日インドネシア経済連携協定、日ブルネイ経済連携協定の下での
 特惠税率（EPA 税率）適用予定貨物を輸出される皆様へ
 （インドネシア政府、ブルネイ政府による実行最惠国税率（MFN 税率）の引き下げについて）

経済産業省 通商政策局 経済連携課
 2008年7月

日インドネシア経済連携協定（日インドネシア EPA）は2008年7月1日、日ブルネイ経済連携協定（日ブルネイ EPA）は7月31日に発効し、インドネシア、ブルネイにおける関税引き下げの対象となった品目については、発効時から関税の引き下げが行われます。

このうち、段階的に関税の撤廃または引き下げを行う品目については、それぞれの EPA 交渉が行われていた当時のインドネシア、ブルネイの実行最惠国税率（MFN 税率）を基準税率（＝ベースレート）として関税の引き下げが開始されますが、その後のインドネシア政府、ブルネイ政府による MFN 税率の引き下げにより、一部の品目で、MFN 税率が EPA で定められている税率（EPA 税率）より低い、または同じ税率となる場合が発生します（下図参照）。日インドネシア EPA では鉄鋼製品、プラスチック製品、自動車関連品目など、日ブルネイ EPA では自動車関連品目などで、上記の場合が発生する見込みです。

従いまして、インドネシア、ブルネイへの輸出に際しては、EPA 税率とともに、MFN 税率などを、下記の情報などにより、予めご確認下さい（ブルネイの酒類、たばこ類、自動車関連品目の一部は、2008年より MFN 税率が無税になっておりますが、併せて物品税が導入されておりますので、併せてご確認下さい）。



(注) 日インドネシア EPA、日ブルネイ EPA においては、MFN 税率が EPA 税率より低い、または同じ税率である場合に、原産地証明書を取得して通関しても、MFN 税率と同じ税率が適用されます。

(参考情報)

○ インドネシア側 MFN 実行税率

インドネシア税関 HP

<http://www.tarif.depkeu.go.id/Ind/> (インドネシア語)

左側の「Informasi Tarif」を選択し、「6. Selain itu, Tarif juga dapat dicari berdasarkan nomor HS;」を選択し、HSコード(最大10桁)を入力して出てきた画面の「MFN」の欄に実行最恵国税率が記載されています。

○ インドネシア側 EPA 税率表

インドネシア財務省 HP

<http://www.tarif.depkeu.go.id/Decree/2008PMK95PMK011.pdf>

(協定発効から2012年末までの年別の関税率がHS2007版で掲載されています。)

外務省 HP (日インドネシア EPA 附属書1 (Part3) (HS2002 版))

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/index.html>

○ ブルネイ側 EPA 税率

外務省 HP (日ブルネイ EPA 附属書1 (Part3) (HS2002 版))

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex1.pdf>

○ 日本貿易振興機構 (JETRO) では、上記の内容を含め、EPA の利用に関する広報、相談を行っております。

[JETRO貿易投資相談センターEPA班 03-3582-5171](http://www.jetro.go.jp/epa/03-3582-5171)

また、JETRO は、関税率情報データベース「WorldTariff」を、日本の居住者に対し、無料で提供しており、国毎、品目毎のMFN 実行税率、EPA 税率を調べることが可能です。

<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>